

令和5年度 第1回中央区協議会
(代表会)
会議資料

【協議事項】

- ア 区協議会(地域分科会)に関する要綱について【区振興課】
- イ 会長及び副会長の選任、代表会委員の選任について【区振興課】
- ウ 中央区協議会の審議案件の棲み分けについて【区振興課】

令和6年2月5日開催
中央区協議会
(代表会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	区協議会（中央区代表会）に関する要綱について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	—
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	<p>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条、第7条、第8条の規定に基づき、中央区協議会（中央区代表会）の会議の運営及び公開について、必要な事項を定めるもの。</p> <p>【参考】</p> <p>◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（抜粋） （代表会の運営） 第6条 第7条及び第8条の規定は、代表会の運営について準用する。 （地域分科会の会議の運営） 第7条 地域分科会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は地域分科会委員の3人以上の発議により、出席する地域分科会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の地域分科会委員が署名しなければならない。 以下略 （委任） 第8条 前条に定めるもののほか、<u>地域分科会の運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。</u></p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区協議会（中央区代表会）の運営について

中央区・区振興課

1 代表会会議の運営について

- ・ 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 21 条、第 27 条関係）
- ・ 開催日程は、5 月、7 月、10 月、2 月の年 4 回程度。
（区協議会運営マニュアル第 4 章関係）
- ・ 会長は、会議を招集しようとするときは、議事、日時及び会場を各委員に通知。
（開催の 1 週間前を目安に郵送→会議当日持参）
（中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱第 5 条関係）
- ・ 会議は、原則公開。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 6 条、第 7 条関係）
- ・ 会議は、一般の方の傍聴が可能。
（中央区協議会（中央区代表会）の会議の公開等に関する要綱第 3 条関係）
- ・ 発言者、発言内容を載せた会議録を市公式ホームページに掲載。
（中央区協議会（中央区代表会）の会議の公開等に関する要綱第 15 条関係）
- ・ 会議録は、2 人以上の委員が署名。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 6 条、第 7 条関係）

2 会長及び副会長の選任について

- ・ 会長及び副会長 1 人を置く。
（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 18 条関係）
- ・ 会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。
（中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱第 2 条関係）

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	会長及び副会長の選任について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	<p>浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第18条第1項及び第19条第1項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任するもの。</p> <p>◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋） （代表会の会長及び副会長） 第18条 <u>代表会に会長及び副会長1人を置く。</u> 2 代表会の会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。 3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （代表会の会長及び副会長の選任及び解任） 第19条 <u>会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。</u> 以下略</p> <p>◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋） （会長及び副会長の互選の方法） 第2条 <u>会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。</u></p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(1) 協議事項

ア 会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成 18 年浜松市条例第 78 号）第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任する。

役職	氏名
会長	
副会長	

【参考】

◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（代表会の会長及び副会長）

第 18 条 代表会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（代表会の会長及び副会長の選任及び解任）

第 19 条 会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

以下略

◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）

第 2 条 会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	<p>区協議会運営マニュアル第4章に基づき、定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮るもの。</p> <p>【参考】</p> <p>◆区協議会運営マニュアル(抜粋) (第4章 区協議会への諮問等) 2 年間スケジュール (1) 代表会</p> <p>・<u>定例的に地域分科会に付託する案件は前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。</u> 以下略</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

中央区・区振興課

1 概要

- ・市からの諮問、協議、報告事項について、代表会で審議するか、各地域分科会（中・東・西・南）へ付託するか調整が必要。

2 審議案件の棲み分けについて

- 基本方針（区協議会運営マニュアル）
 - ・中央区域全体に関する事項→代表会で審議
 - ・各地域に関する事項→地域分科会へ付託

令和5年度（令和6年3月まで）

【諮問】、【協議】、【報告】事項は全て地域分科会へ付託

令和6年度（令和6年4月以降）

（1）代表会で審議

- ・【諮問事項】 公の施設の設置又は廃止など
- ・【協議事項】 条例や計画のパブリック・コメントなど
- ・【報告事項】 中央区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など

※必要があると認める事項について、地域分科会へ付託することができる。

（2）地域分科会へ付託

- ・【諮問事項】 中央区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果
- ・【協議事項】 中央区政運営方針への提案、報告（令和7年度版以降は、代表会で審議）
- ・【協議事項】 地域力向上事業（助成事業）の提案、事後評価
- ・【協議事項】 地域力向上事業（協働センターを核とした地域課題解決事業）の提案

《参考例》 地域分科会へ付託

No.	年度	事項	区分	件名	対象の地域分科会				所管課
					中	東	西	南	
1	R1	諮問	施設	浜松市教育文化会館の廃止について	○				創造都市・文化振興課
2	R1	諮問	施設	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について			○		スポーツ振興課
3	R2	諮問	施設	遠州灘海浜公園（江之島地区）プールの廃止に伴う都市公園条例の改正について				○	公園課
4	R3	諮問	施設	浜松市営新川南駐車場の廃止について	○				交通政策課
5	R4	諮問	施設	市営住宅中田島団地の一部廃止について				○	住宅課

区協議会（中央区代表会）関係例規

- 1 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(浜松市条例第78号)
・・・・・・・・・・ 1～21 ページ

- 2 中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（案）
・・・・・・・・・・ 23 ページ

- 3 中央区協議会（中央区代表会）の会議の公開等に関する要綱（案）
・・・・・・・・・・ 25～28 ページ

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 区及び区の事務所（第2条—第3条の2）
- 第3章 区協議会（第4条—第15条）
- 第4章 代表会（第16条—第21条）
- 第5章 地域分科会（第22条—第28条）
- 第6章 地区コミュニティ協議会（第29条）
- 第7章 雑則（第30条—第32条）

附則

第1章 総則

（令5条例5・章名追加）

（趣旨）

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

（平21条例48・全改、平28条例16・一部改正）

第2章 区及び区の事務所

（令5条例5・章名追加）

（区の設定）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中央区
- (2) 浜名区
- (3) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

（令5条例5・一部改正）

（区の事務所）

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

（区役所の分掌事務）

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

（平28条例16・追加、令5条例5・一部改正）

第3章 区協議会

（令5条例5・章名追加）

（区協議会の設置）

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

（平21条例48・平28条例16・一部改正）

（区協議会の名称及び区協議会委員の定数）

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

- 2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

（代表会及び地域分科会の設置）

第5条の2 中央区協議会及び浜名区協議会に、代表会及び地域分科会を置く。

- 2 代表会は、地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整することを目的とし、この章に規定する区協議会の事務を所掌する。
- 3 代表会の決議は、これをもって当該代表会を設置した区協議会の決議とする。
- 4 地域分科会は、地域づくりに関する事項について審議することを目的とする。

（令5条例5・追加）

（区協議会委員の選任）

第6条 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第22条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

- 2 天竜区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、天竜区の区域内に住所

を有する者のうちから市長が選任する。

- 3 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(令5条例5・一部改正)

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 区協議会委員は、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(平21条例48・平31条例21・令5条例5・一部改正)

(区協議会委員の失職)

第7条の2 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、第6条第1項の規定による選任に係る地域分科会の所掌区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

- 2 天竜区協議会の区協議会委員は、天竜区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(令5条例5・追加)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 区協議会の会長(次項及び第4項において「会長」という。)及び副会長(第4項において「副会長」という。)の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令5条例5・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 中央区協議会及び浜名区協議会の会長及び副会長は、それぞれの代表会の会長及び副会長をもって充てる。

- 2 天竜区協議会の会長及び副会長は、天竜区協議会の区協議会委員の互選により定める。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、天竜区協議会の会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、天竜区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(令5条例5・一部改正)

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 第26条第2項の規定(第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。)並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 区役所に係る予算編成に関する事項
- (2) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

4 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・令5条例5・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

2 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項の意見を勘案し、必要があ

ると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、区協議会に対し、前条第1項、第3項及び第4項の意見に対する回答をしなければならない。

4 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・令5条例5・一部改正)

(天竜区協議会の会議)

第13条 第27条の規定は、天竜区協議会の会議について準用する。

(令5条例5・全改)

(天竜区協議会の委員会)

第14条 天竜区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、天竜区協議会委員のうちから天竜区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(令5条例5・一部改正)

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所及びその出先機関において行う。

(令5条例5・一部改正)

第4章 代表会

(令5条例5・追加)

(代表会の名称及び代表会委員の定数)

第16条 代表会の名称及び代表会に属する区協議会委員（以下「代表会委員」という。）の定数は、別表第4のとおりとする。

(令5条例5・追加)

(代表会委員の選任)

第17条 代表会委員は、地域分科会ごとに、別表第4に定める地域分科会からの選出数の範囲内で、当該地域分科会に属する区協議会委員の互選により定める。

(令5条例5・追加)

(代表会の会長及び副会長)

第18条 代表会に会長及び副会長1人を置く。

2 代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令5条例5・追加）

（代表会の会長及び副会長の選任及び解任）

第19条 会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、代表会に出席する代表会委員の3分の2以上の同意があるとき。

（令5条例5・追加）

（代表会の権限等）

第20条 代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。

2 代表会は、第26条第1項の規定により地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものとする。

3 代表会は、第12条第3項の規定により市長その他の市の機関から回答があったときは、その内容を関係する地域分科会に報告しなければならない。

（令5条例5・追加）

（代表会の会議）

第21条 第27条の規定は、代表会の会議について準用する。

（令5条例5・追加）

第5章 地域分科会

（令5条例5・追加）

（地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数）

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員（以下「地域分科会委員」という。）の定数は、別表第5のとおりとする。

（令5条例5・追加）

(地域分科会委員)

第23条 第6条第1項の規定により選任された区協議会委員は、当該選任に係る地域分科会の地域分科会委員とする。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の会長及び副会長)

第24条 地域分科会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 地域分科会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任)

第25条 会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域分科会に出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の権限等)

第26条 地域分科会は、第20条第1項の規定により付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができる。

- 2 地域分科会は、第11条第1項各号に掲げる事項及び第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見について審議し、必要があると認めるときその他地域づくりに関し必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。
- 3 市長その他の市の機関は、地域分科会に対し、前項の規定による提案若しくは要望又は意見に対する回答をしなければならない。
- 4 地域分科会は、前項の規定による回答があったときは、その内容（第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見に係るものに限る。）を関係する同条第1項に規

定する地区コミュニティ協議会に報告しなければならない。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の会議)

第27条 地域分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、地域分科会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、地域分科会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席する地域分科会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、地域分科会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、地域分科会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(令5条例5・追加)

(地域分科会の委員会)

第28条 地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会の委員は、地域分科会委員のうちから地域分科会において選任する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

(令5条例5・追加)

第6章 地区コミュニティ協議会

(令5条例5・追加)

(地区コミュニティ協議会)

第29条 市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができる。

- 2 地区コミュニティ協議会は、地域分科会又は天竜区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市は、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるほか、必要な支援を講じるものとする。

4 市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行う。

5 前各項に規定するもののほか、地区コミュニティ協議会の認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例5・追加)

第7章 雑則

(令5条例5・章名追加)

(連絡調整)

第30条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正、令5条例5・旧第16条繰下)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第31条 市長は、第11条第3項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正、令5条例5・旧第17条繰下・一部改正)

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上、令5条例5・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

- 6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年2月27日浜松市条例第1号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月4日浜松市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日浜松市条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日（平成22年3月16日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市条例第34号）

- 1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第61号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日浜松市条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第46号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日浜松市条例第39号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日浜松市条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（区協議会委員に関する経過措置）

2 改正後の別表第3に定める区協議会委員の定数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区協議会	85人に附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
浜名区協議会	45人から附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（40人を下回る場合にあつては、40人）以内
天竜区協議会	25人以内

3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる改正前の別表第3に定める区協議会の区協議会委員の職にあった者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）は、施行日において、改正後の第6条第1項の規定によりそれぞれ次の表の中欄に掲げる改正後の別表第5に定める地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから次の表の右欄に掲げる改正後の別表第3に定める区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	

4 施行日の前日に改正前の別表第3に定める北区協議会の区協議会委員の職にあった者

のうち改正後の別表第5に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有するものは、施行日において、改正後の第6条第1項の規定により同表に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める中央区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

5 施行日の前日に改正前の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員の職にあった者は、施行日において、改正後の第6条第2項の規定により改正後の別表第1に定める天竜区の区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

6 前3項の規定により選任されたものとみなされた区協議会委員及び施行日から令和8年3月31日までの間に改正後の第6条第1項又は第2項の規定により選任される区協議会委員の任期は、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(地域分科会委員に関する経過措置)

7 改正後の別表第5に定める地域分科会委員の定数は、施行日から令和8年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中地域分科会	20人に附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
東地域分科会	20人以内
西地域分科会	25人以内
南地域分科会	20人以内
北地域分科会	25人から附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数(20人を下回る場合にあつては、20人)以内
浜北地域分科会	20人以内

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

(令5条例5・全改)

区	区域
中央区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島

三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 法枝町 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目 植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原

	<p>島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目 西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 崩野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町 初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 根洗町 これらの町字に隣接する浜名湖</p>
浜名区	<p>都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栲窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 寺島 中条 横須賀 高畑</p>

	西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻

別表第2（第3条関係）

（令5条例5・全改）

名称	位置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（令5条例5・全改）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

別表第4（第16条・第17条関係）

（令5条例5・追加）

区協議会	代表会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

別表第5（第22条関係）

（令5条例5・追加）

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一	20人以内

丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東
四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘
西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高
丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目
高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵
西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六
丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋
町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町
大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩
町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北
寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町
春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地
までを除く。) 法枝町(1番地から210番地
まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅
田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上
浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目
海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張
町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池
川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野
口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助
信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目
城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉
二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁
目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁
目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩
丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅
一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆
餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三
丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目
上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島
五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁

	目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和 合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目 初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸 町 大原町 根洗町	
東地域分科 会	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師 町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光 町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中 野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武 町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西 ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目	20人以内
西地域分科 会	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野 町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山 町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲 町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村 櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁 目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四 丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都 台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町 弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一	20人以内

		丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する 浜名湖	
	南地域分科 会	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷 町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老 間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田 町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福 島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島 町 瓜内町(1番地から1813番地まで) 白羽 町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1 番地から210番地までを除く。) 田尻町 新 橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸 本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町	20人以内
浜名区協議会	北地域分科 会	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新 都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細 江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町 井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金 指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引 佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町 兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引 佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐 町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇 志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町 岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ 日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木	20人以内

	<p>三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平 山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町 摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接 する浜名湖及び猪鼻湖</p>	
<p>浜北地域分 科会</p>	<p>寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台 二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目</p>	<p>20人以内</p>

中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条の規定に基づき、中央区協議会（中央区代表会）（以下、「代表会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。

（会長、副会長の辞任）

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、代表会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

（会長等の責務）

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、代表会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（代表会の会議の招集等）

第5条 会長は、代表会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（代表会の庶務）

第7条 代表会の庶務は、中央区役所区振興課において処理する。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、代表会の運営に関し必要な事項は、会長が代表会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月5日から施行する。

中央区協議会（中央区代表会）の会議の公開等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、中央区協議会（中央区代表会）の会議（以下、「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

（会議の情報の公開）

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 会議の傍聴人の定員は、中央区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ中央区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

2 会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名等の連絡先を求めることができる。

3 会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

（傍聴席以外の席への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 代表会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 第1項の会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

4 代表会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の会場及び日時
- (3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名

- (4) 審議案件等の概略及び審議結果
- (5) 発言内容
- (6) 会議資料の名称及び内容
- (7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
- (8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
- (9) 会議録の作成者の職氏名
- (10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第6条及び第7条の署名を行った後、速やかに中央区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が代表会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月5日から施行する。

期日 _____

受付番号 _____

傍聴券

中央区協議会（中央区代表会）

浜松市中央区協議会（中央区代表会）の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
- 2 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により地域分科会の会長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に地域分科会の会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。